●安八交番だより&消防署だより





道路交通法が一部改正されます

平成29年3月12日より70歳以上の方を対象に道路交通法が一部改正されます。

75 歳未満の運転手の方は、免許 更新時の高齢者講習が現行の3時 間から2時間に短縮されます。ま た、講習内容もより充実したもの となります。

75 歳以上の方(ただし、平成 29 年中は誕生日が 8 月 12 日以降の方)は、免許更新手続きに 3 日必要となります。

- ①講習センターで認知機能検査を 受検していただきます。
- ②自動車学校で、認知機能検査結果に応じた講習を受講していた だきます。
- ③講習センターで免許証の交付が されます。

①の認知機能検査で、認知機能が低くなっていると判断された場合は、医師の診断を受けていただきます。

その結果、『認知症』と診断され た場合は運転免許証の取消しや免 許停止処分の対象となります。

手続の流れは①の認知機能検査 受検案内ハガキをご確認いただく か、大垣警察署交通第1課免許係 (☎0574・78・0110) までお問い 合わせください。



昭和23年3月7日に「消防組織法」が施行され、日本の消防は市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生しました。その後、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定され、この日を末日とした1週間(3月1日~3月7日)を春季、119番の日を起点とした1週間(11月9日~11月15日)を秋季とし、

平成 29 年春季全国火災予防運動の実施

全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

平成元年から現在までのあいだ、 毎年2回全国火災予防運動が実施 されています。

この運動の目的は、乾燥しがちで火災が起きやすい季節の到来を前にして火災予防思想を一般に広く知っていただき、それによって火事を防ぐことです。同時に、高齢者が多いとされる火災による死者を減少させること、住宅や家財道具などの財産を火事で失わないように注意することをアピールするのが狙いです。

また、消防本部や消防団などの 関係団体が連携して広報活動を行 うとともに、皆さんが普段利用し ているショッピングセンターや飲 食店等を中心に、立入検査(防火査 察)を行い、火災による被害軽減を目的とした予防を行っています。



▲家庭で気を付けたい7つのポイント